

# 伊奈町文教民生常任委員会

令和5年12月4日（月曜日）

埼玉県伊奈町議会

1. 招集年月日

令和5年12月4日(月)

2. 場所

全員協議会室

3. 開会・閉会等時刻

◎開会 午前 9時00分  
○休憩 午前 9時01分  
○再開 午前 9時38分  
○休憩 午前 9時50分  
○再開 午前 9時50分  
○休憩 午前 10時01分  
○再開 午前 10時01分  
○休憩 午前 10時10分  
○再開 午前 10時11分  
○休憩 午前 10時16分  
○再開 午前 10時17分  
○休憩 午前 11時17分  
○再開 午前 11時18分  
○休憩 午前 11時19分  
○再開 午前 11時20分  
◎閉会 午前 11時24分

4. 出席委員名

委員長 戸張光枝

副委員長 藤原義春

委員 富井篤弥、仲島雄大、山野智彦、栗原恵子、五味雅美、上野尚徳

5. 欠席委員氏名

委員 なし

6. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長 大津真琴、局長補佐 釵持潤子

7. 説明のため出席した者の職・氏名

町長 大島 清

副町長 関口大樹

教育長 高瀬 浩

企画総務統括監 石田勝夫、くらし産業統括監 久木正、健康福祉統括監 増田喜一、教育次長 瀬尾奈津子、企画課長 秋山雄一、企画課主幹、猪俣範綱、総務課長 森田範仁、住民課長 細田富美子、社会福祉課長 影山歩、

いきいき長寿課長 小林薫子、子育て支援課長 秋元和彦、保健医療課長 木  
須浩、健康増進課長 白坂清美、クリーンセンター所長 戸井田隆

開会 午前 9時00分

○戸張光枝委員長 おはようございます。

本日、町民の方から本委員会を傍聴したい旨の申出は今のところありません。

伊奈町議会委員会条例第17条の規定に基づき申出があった場合は許可したいと思います  
がご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○戸張光枝委員長 異議なしと認め、申出があった場合は許可することに決定いたします。

それでは、ただいまから文教民生常任委員会を開会いたします。

ここで、付託されました案件の審査に入る前に休憩して、関係する現地の視察を行います。  
これより休憩いたします。

休憩 午前 9時01分

再開 午前 9時38分

○戸張光枝委員長 ただいまから再開いたします。

審査に入る前に、大島町長からご挨拶をいただきたいと思います。

○大島 清町長 改めましておはようございます。

今日は12月議会の文教民生常任委員会の開催をいただきましてありがとうございました。

社会福祉協議会、その中のまつぼっくりといちごを視察いただきましてありがとうございました。

「町長、新しい内職の仕事ありますからね。企業からひとつPRをお願いします」とさっ  
き言われました。内職の仕事があればまつぼっくりのほうも助かるというそういう部分でも  
ありますので、これから企業に向けて少し発信を持たせるのもいいかなと思っております。

それから、昨日は上尾市の議員の選挙がありまして、新しいメンバーも決まったようでご  
ざいます。桶川市が先々週でしたけれども決まりましたので、広域の事業も結構ありますの  
で、上尾・桶川・伊奈、ここでまた新たなメンバーになってスタートするという部分もあり  
ますので、また今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

今日は委員会のほうにご提案申し上げます案件は6件でございます。全議案ともご承認賜  
りますように、どうぞよろしくお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。

○戸張光枝委員長 ありがとうございます。

当委員会に付託された案件は議案6件であります。これらを議題といたします。

なお、本会議における提案説明並びに自宅での審査期間もありましたので、直ちに質疑に入ります。

初めに、第69号議案、令和5年度伊奈町一般会計補正予算（第6号）の所管事項について質疑を行います。

10ページの第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費について質疑はございませんか。

五味委員。

○五味雅美委員 10ページの戸籍住民基本台帳の件で振り仮名記載に関わる改修業務があるんですが、これの内容について教えてください。

○戸張光枝委員長 住民課長。

○細田富美子住民課長 今回の改修ですが、戸籍法及び住民基本台帳法の一部改正に伴い、住民票等に氏名の振り仮名が記載事項として追加となったことから、その記載に対応できるように既存の住基システム等のシステム改修を実施するものでございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 五味委員。

○五味雅美委員 名前は、例えば同じ字でも、例えば藤原さんという名前があって、ふじはらさんと読んだりふじわらさんと読んだり、字が同じであっても読み方がいろいろ、それは本当にその人の人格そのものになるわけですけども、そういったものをどういうふうにしてやっていくのか。その手続的にどのように進めていくのでしょうか。

○戸張光枝委員長 住民課長。

○細田富美子住民課長 今後になりますが、初めに本籍地の市町村で、本籍在籍者につきまして、住民基本台帳システムで保有している振り仮名のデータを住基ネットシステムと情報連携し、収集した振り仮名情報を仮の振り仮名という形で仮登録をします。その仮の振り仮名を本籍地の市町村が通知を出す想定で国が今現在考えております。通知に仮の振り仮名が記載されていますので、その振り仮名がそれでいいかどうかを、本籍地の市町村へ回答する形になります。その回答に基づいて氏名の振り仮名を登録していくことになります。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 五味委員。

○五味雅美委員 例えば、本籍ではこういう読み方しているけれども、ただ、例えば、100%

それが進められるのかどうなのか。最終的に自治体のほうで仮名を振り当てていくという作業にまで進んでいく心配はないのでしょうか。

○戸張光枝委員長 住民課長。

○細田富美子住民課長 今後ですが、国のほうで今現在想定している形になりますが、その中で、回答をいただく期間が一定期間定められておりますので、その期間までに回答がない方につきましては、本籍地の市町村長の職権記載という形になります。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 五味委員。

○五味雅美委員 その回答期間というのはどのくらいの期間ですか。

○戸張光枝委員長 住民課長。

○細田富美子住民課長 現在のところ1年間ということで伺っております。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 五味委員。

○五味雅美委員 1年間でそれができるかどうかと非常に疑問なんですけれども、最終的には、今おっしゃったように職権で振り当てていくということへ進んでいくわけですね。やはり名前というのは、名前自体というのは、例えば、親がこういう思いでつけたとしても本人が読み方を変えてくれとか、名字にしてもそうですけれども、もともとはこういう読み方だったけれども自分はこういうふうを読むとか。本当にもう、人格、個人個人の人格そのものではないかなと思うんですよ。それ、職権で割り振っていくということについては、非常に人格的なことに対する侵害に当たるのではないかというおそれもあるんですけれども、その辺の懸念はございませんか。

○戸張光枝委員長 住民課長。

○細田富美子住民課長 今現在のところ町としましては、国からそういった形の流れで実施をするように通知が来ていますので、それに基づいて手続作業を進めていかざるを得ないと考えております。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 五味委員。

○五味雅美委員 一応、そういう懸念があることも頭に入れておいていただきたいなと思います。

以上です。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はございませんか。

上野委員。

○上野尚徳委員 同じ件なんですけれども、委託料ということで国・県からの支出金なんですけれども、この委託先がどこかということと、その委託は町であるのか、それとも全体で、国とか県だとかそういうところがまとめて委託する中の案分負担なのか、お知らせいただければと思います。

○戸張光枝委員長 住民課長。

○細田富美子住民課長 委託先につきましては、住基システムと、コンビニ交付システムにつきましては、株式会社TKCの予定となっております。戸籍附票システムにつきましては富士フィルムシステムサービス株式会社の予定となっております。

あと、こちらの委託につきましては、町ですることになります。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 町が契約するというので、委託は国からの指導という部分が大きいと思うんですけれども、今、五味委員の質問の中にあつた本籍地との確認だとかその辺に関しては委託料部分の中に入っているのか、それとも町の職員で行うのかお聞かせいただければ。

○戸張光枝委員長 住民課長。

○細田富美子住民課長 今、委員が言われました戸籍のシステムの関係ですが、そちらのシステムにつきましては、今後、令和6年度の予算に計上予定で考えております。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 では、戸籍の確認だとかそういうことに関しては令和6年度の予算で改めてというようなことなのかなと思うんですけれども、それも委託でやるような形で考えているんでしょうか、それとも町で独自でやるんでしょうか。

○戸張光枝委員長 住民課長。

○細田富美子住民課長 今現在、予算を調整しておりますので、どのぐらいのボリューム作業になるかということも含めまして検討しているところでございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 分かりました。

逆に当町のほうに確認されることもあるんだと思います。それは多分職員の皆さんが対応するのかなというのも一つなのかなと思うんですけども、およそで結構なんですけれども、今押さえている部分で、何人ぐらいの人が、要は本籍が伊奈町にあって町外に住民票があるよという人がいるか、押さえているのであればお聞かせいただければと思います。

○戸張光枝委員長 住民課長。

○細田富美子住民課長 令和5年10月31日現在の数値になりますが、伊奈町に本籍を置いている人口数が3万3,504名となります。そのうち伊奈町に本籍、住所を置いている方が……

○戸張光枝委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時50分

再開 午前 9時50分

○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を再開します。

住民課長。

○細田富美子住民課長 町内に本籍、住所もある方が2万2,625名になります。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 ごめんなさい。ちょっと聞き漏らしてしまったんです。

伊奈町に本籍がある人は何人だったのでしょうか。

○戸張光枝委員長 住民課長。

○細田富美子住民課長 伊奈町に本籍がある方が、本籍人口数ということで、10月31日現在3万3,504名になります。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 はい、大丈夫です。ありがとうございます。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はございませんか。

仲島委員。

○仲島雄大委員 先ほどの職権で記載の関係なんですけれども、1年間猶予期間があるというお話しなんですけれども、その後、そのまんま報告というか通知を出さない人に対しての啓



発作業とか後追いみたいな形は考えていらっしゃるのでしょうか、お願いします。

○戸張光枝委員長 住民課長。

○細田富美子住民課長 今後のスケジュールということで国から来ている通知の中でのお話になりますが、1年間届出期間を経過しても回答がなかった方については、職権記載にはなりますが、その後、本人から回答等があって、振り仮名を変えてほしいと届出があった場合は、本人からの届出で、変更が1回のみできる予定となっております。今後、国から、いつぐらいにそういった周知をしてくださいという通知が来る予定になっておりますので、それに合わせまして、町としましても、この事業に対して、ホームページや広報等を通して周知をしていきたいと思えます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 仲島委員。

○仲島雄大委員 はい、分かりました。

1回だけという形は、先ほど五味委員の話もありましたけれども、人格という部分があると考えるとちょっとどうなのかなと思えますけれども、国の基準という形であれば致し方がないのかなと思えます。分かりました。ありがとうございます。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 ほかに質疑がありませんので次に移ります。

10ページから12ページの第3款民生費について質疑はございませんか。

富井委員。

○富井篤弥委員 民生費の保育所費、12ページですね、について伺いたいと思えます。

2点あるんですけども、まず1つ目に保育環境改善等事業費補助金について伺います。

保育環境改善事業等、障害を持つ児童の受入れに必要な改修等だったり、あとは病児保育事業の実施に必要な体制整備、利用児童にとっての保育環境の改善を図るために施設の改修などを行うものであります。

そこで、町における本事業の取組状況を伺えればと存じます。お願いします。

○戸張光枝委員長 子育て支援課長。

○秋元和彦子育て支援課長 まず、こちらの保育環境改善等事業でございますが、委員ご指摘の障害児関係の対応ではございませんで、こちらの事業内容にいたしましては、ICT化の推進に取り組む私立保育園に対しまして、新型コロナウイルス感染症対策にとって安心して

保育ができる体制整備を整えた場合に対して補助を行うという内容になってございます。

○戸張光枝委員長 富井委員。

○富井篤弥委員 ICT化の推進ということで、そちらについてもう少し詳しくお話を伺えればと存じます。

○戸張光枝委員長 子育て支援課長。

○秋元和彦子育て支援課長 ICT化の内容でございますが、例えば、保育所で入退所のシステムを入れたり、あとはメール機能で保護者とつながったり、今回に関しましては、今回補正で出させていただいているものにつきましてはGPS機能付きの携帯電話、こちらのほうで、例えば園児の落ち着きがなくて、外とかに散歩に出たときにどうしてもいろいろなところに出回ってしまうということで、その子供に子機をつけて、保育士が親機の携帯電話を持って、もし目が一瞬離れたときに、見失ってしまったときにその携帯のほうで、その子供がどこにいるかということで検索できるような機能を今回の補正のほうで上げさせていただいた形になります。

○戸張光枝委員長 富井委員。

○富井篤弥委員 こういうGPS機能つきとかそういうものについて、本当にいい取組だと思いますので、何とぞよろしく願いいたします。

あと、保育所費についてもう一件ご質問がございます。

保育士奨学金返済支援事業について伺いたいと思います。

こちらにつきまして、町内保育所等で働く保育士の奨学金返済を町と埼玉県で支援するものでございますが、この支援制度を利用することによって、その奨学金を使用して新たに保育士となられた方は年額18万円をこの返済に充てることができます。これを最長5年間受けられるので、この制度を利用することによって最大90万円を奨学金の返済に充てることができます。

この事業は、今年の7月14日に施行されて4月1日に適用となっている新しい事業です。そこで幾つかご質問がございます。

まず、埼玉県保育士奨学金返済支援事業の実施事項の4の1では、この支援金を受けられる対象者に、令和5年4月1日以降に対象施設等において常勤の保育士として雇用された者とあります。これにつきまして、令和5年4月1日より前に保育士として雇用されており、まだその奨学金の返済が終わっていない方につきましては、この補助金を受けられる対象者としてはいかなるケースであっても外れてしまうのでしょうか、お願いいたします。

○戸張光枝委員長 子育て支援課長。

○秋元和彦子育て支援課長 委員ご指摘のとおり、令和4年度から借入れが始まっている方については今年度対象外という形になります。

○戸張光枝委員長 富井委員。

○富井篤弥委員 承知いたしました。

雇用された時期によってその補助金が受けられる・受けられないということにつきまして、やはりちょっと不公平感というのがありますので、本当は、予算が許すのであれば、今時点で奨学金の返済が終了していない保育士を対象にする事業にしてほしかったなというところはございます。

そこで、この事業の対象者から外れてしまった、現時点でその奨学金の返済を続けている保育士への支援などは、町としてはどのようにお考えか伺いたいと思います。お願いいたします。

○戸張光枝委員長 子育て支援課長。

○秋元和彦子育て支援課長 町独自としての支援のほうは厳しい状況でございますが、今、各園のほうから、例えば住居に対する支援をしていただきたいとか、あと、園に対して、物価高騰の関係で少しでも職員のほうに還元できるような補助を続けてほしいとかという意見をいただいておりますので、できる限りそういう要望に応えられるように調整をしていきたいと思っています。

○戸張光枝委員長 富井委員。

○富井篤弥委員 ぜひよろしくお願いいたします。

最後になるんですけども、この保育士の奨学金だけでなく、この奨学金の返済という問題については社会全体で大きな課題となっております。貸与型奨学金についてはやはり、正直なところ借金と言えるようなものでして、これを使用するかどうかその意思決定するのは、早ければ高校生時代に訪れます。金融リテラシーというのがまだ十分とは言えない状況でその決断を迫られる方も多いと思います。自分自身の周りでも、その奨学金の返済で悩まれている方がたくさんいらっしゃいますので、どうにかして、その奨学金の返済で苦しんでいる方を公平かつ適正にサポートしていくのか。今後とも町においても研究や検討を重ねていただきたいと思います。

私からは以上です。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありませんか。

五味委員。

○五味雅美委員 10ページの社会福祉職員人件費、時間外手当が増えている要因について教えてください。

○戸張光枝委員長 総務課長。

○森田範仁総務課長 社会福祉職員の人件費の関係ですが、こちらが、まず令和5年度は、年度当初に県議選、町議選と選挙が2本、それと8月にも埼玉県知事選挙が、上半期で3本の選挙がありました。全庁的にこういったところでの時間外が増えている中において、社会福祉職員人件費につきましては、やはり、福祉関係と子育て関係の職員がメインになるんですけども、窓口における相談業務、それと申請件数等々の増ということで、多くの業務が来ているということを原課のほうからも承っているところでございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 五味委員。

○五味雅美委員 社会福祉関係に限って言えば相談とかそういったものが増えたということなんですけれども、例えばどういった相談が増えているのか、その傾向とかそういったものありますか。

○戸張光枝委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時01分

○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を再開します。

社会福祉課長。

○影山 歩社会福祉課長 障害福祉サービスに係る申請件数が年々増加しておりまして、申請から調書作成、審査会決定までに2時間から、複雑なケースですと半日ぐらいかかるケースもございます。8時半から5時までの間に半日ぐらい取られてしまうと、今日やらなければいけない予定していた仕事というのが後ろに先送りされてしまう状況もございまして、年々時間外が増加している状況でございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 五味委員。

○五味雅美委員 次に、11ページ、老人福祉費ですが、介護保険、それから地域支援事業、これが利用が増ということで増額になっていますけれども、その主な内容を教えてください。

○戸張光枝委員長 いきいき長寿課長。

○小林薫子いきいき長寿課長 大きく増えておりますのが居宅介護サービス、特に通所介護のサービスが増えております。それと、地域支援事業ですと総合支援事業費全般、そちらも通所が増えている状況でございます。あと、居宅サービスのほかに施設サービスも増えているというところでございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 五味委員。

○五味雅美委員 それも利用者が増えているということなののでしょうか。

○戸張光枝委員長 いきいき長寿課長。

○小林薫子いきいき長寿課長 サービスを利用する方が増えている、サービスの利用件数も増えているというところでございます。

以上です。

○戸張光枝委員長 五味委員。

○五味雅美委員 ここで、どういった形で増えたのかその背景がもしお分かりになれば教えてください。

○戸張光枝委員長 いきいき長寿課長。

○小林薫子いきいき長寿課長 大きな要因といたしましては、コロナ禍で利用控えをしていた方が、令和3年、令和4年と2年間続けて傾向がございました。それが、令和5年、令和4年度の終わりですね、令和5年1月、2月、3月以降、令和5年度は特に顕著な増加の傾向が見られております。コロナのときにクラスターで閉鎖していたデイサービスなどが順調に回復していること、また、入退去できない新規の入所をセーブしていたという施設サービス、そちらのほうが通常の入所を受け入れるようになったということで増加しております。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 五味委員。

○五味雅美委員 利用を控えた方が利用できるように、逆に言えば、戻ってきたというかそういったことなんだろうかなというふうに思います。

次に、12ページの保育所費、先ほど質問ありましたけれども奨学金返済支援事業ですが、今具体的に伊奈町で対象者何人ぐらいいるか分かりますか。

○戸張光枝委員長 子育て支援課長。

○秋元和彦子育て支援課長 令和5年度の町内の私立保育園で、今年度につきましては9人の新任の保育士が就職いたしまして、このうちこちらの補助金に該当すると思われる方につきましては3名でございます。

○戸張光枝委員長 五味委員。

○五味雅美委員 9人のうち3名というのはどういうことなのでしょう。

この条件、利用する条件について教えてください。

○戸張光枝委員長 子育て支援課長。

○秋元和彦子育て支援課長 まず9人のほうは、純粹に新規で採用された方、こちらのうちの3名というのが、こちらの奨学金を利用している方で今回の補助対象になる方という形になります。

要件といたしましては、こちらの奨学金を個人名義で借り入れた場合に対象となるものでございまして、例えば、日本学生支援機構奨学金やあしなが育英会の奨学金などで借りて、短大や大学を卒業して保育士免許を取った方で、卒業後にこちらの借入れの支払いを開始して、その一部を支援に充てるという内容となっております。

○戸張光枝委員長 五味委員。

○五味雅美委員 すみません。個人名義で借りるという意味がどういうことなのでしょう。

○戸張光枝委員長 子育て支援課長。

○秋元和彦子育て支援課長 こちらにつきましては、例えば親の名義で借りた場合だと親御さんの借入れのほうに返すという形になってしまいますので、あくまでも個人で借り入れて、その個人で借入れの返済が始まった方の一部を支援するという目的になってございますので、あくまでも個人名義で借りたもの以外は対象外という形になります。

○戸張光枝委員長 五味委員。

○五味雅美委員 あと、例えば伊奈町で就業しますよね、保育園で働きますけれども、その、例えば、何年間、伊奈町で働かなくてはいけないとかそういった枠はあるんですか。

○戸張光枝委員長 子育て支援課長。

○秋元和彦子育て支援課長 今現在、そういう枠については特に縛りはございません。

○戸張光枝委員長 五味委員。

○五味雅美委員 以上です。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありませんか。

上野委員。

○上野尚徳委員 先ほどの社会福祉職員人件費の時間外勤務手当なんですけれども、690万円ということで時間外多いのかなと思うんですけれども、これ何時間ぐらいで何人が、何人で何時間ぐらいの費用になっているのでしょうか。

○戸張光枝委員長 総務課長。

○森田範仁総務課長 時間外勤務手当に係る人数どれぐらいかということと時間数というところでございますが、まず、この社会福祉人件費の時間外勤務手当の対象となる職員数につきましては22名が対象となっておりますが、この時間数で申し上げますと、ちょっと何時間という計算ができていないところではあります。例えば平均で申し上げますと、昨年度、社会福祉課の職員数で申し上げますと、平均で580時間というような時間が出ております。また、いきいき長寿課で申し上げますと平均が190時間です。子育て支援課について申し上げますと、昨年度多くて700時間というような時間が出ています。ちょっと昨年の時間数で誠に恐縮なんです、こういったところでの対応ということになります。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 今、対象、この690万円に対する対象者数が22人という答弁だったと思うんですけれども、そうすると、逆に言うと、時給単位でざっくり計算してもらえれば大体何時間と出るのかなと思うんですけれども、何時間の時間外で690万円になるのでしょうか。

○戸張光枝委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時11分

○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を再開します。

総務課長。

○森田範仁総務課長 時間外の平均2,500円というところで計算させていただきますと、時間数で2,760時間、1人当たり、22人ですね、対象が22人という形になりますので125時間増という形になります。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 1人当たり155時間ということで、月当たりかなり大きい数字になってくるかと思うんですけども、そういう認識で大丈夫ですか。月大体13時間ぐらい、1人当たりの時間外という認識でよろしいですか。

○戸張光枝委員長 総務課長。

○森田範仁総務課長 今、委員の言うように155とありますのは125時間でございます。

○戸張光枝委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 この傾向は来年以降も同じような形で同じような残業時間が見込まれるんでしょうか。

○戸張光枝委員長 総務課長。

○森田範仁総務課長 昨年もこの時期に時間外勤務手当の補正をお願いさせていただいたところでございますが、昨年も子育て支援課、社会福祉課においては、業務量が増えてきているという中で、令和4年度につきましては人員配置、増員配置をさせていただいたところでございます。そういった中においても、やはり行政需要に対応するため、各課の職員、一生懸命対応していただいている現状ではございますが、もちろん業務効率であったり適切なマネジメントのほうをやっていきたいと思いますが、委員おっしゃるとおり、もうしばらくはこういう状況が続くのかなというふうには考えています。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 分かりました。

人が足りない中で、いろいろと調整してやりくりしてくれていることだと思うんですけども、健康管理のほうを各課でしっかりしていただきながら気を配っていただきたいなと思いますのでよろしく願いいたします。

○戸張光枝委員長 総務課長。

○森田範仁総務課長 すみません。今、ちょっと答弁に誤りがありました。

令和4年度の実績を見て令和5年度当初に人員配置を増やしたというところでございます。失礼いたしました。

○戸張光枝委員長 上野委員、よろしいでしょうか。

○上野尚徳委員 はい。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありませんか。



[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので次に移ります。

12ページから13ページの第4款衛生費について質疑はございませんか。

五味委員。

○五味雅美委員 13ページの焼却施設改修、これ議案の説明のところで2号炉に緊急修繕の必要が出たということなんですけれども、もう少し具体的に教えていただけますか。

○戸張光枝委員長 クリーンセンター所長。

○戸井田 隆クリーンセンター所長 こちらの焼却施設改修事業の修繕費でございますが、今、基幹的設備改良工事を行っていきまして2号炉だけで運転をしております。その中で、修繕しながら運転はしているんですが、こちらの修繕料につきましては、インバーターというものが故障いたしまして、そちらは機器のモーターとかを制御する機械なんですけれども、そちらの修繕と2号炉の空気加熱予熱器が故障いたしまして、そちらの修繕を行う修繕費になります。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 五味委員。

○五味雅美委員 運転しながらできた作業なんですか。

○戸張光枝委員長 クリーンセンター所長。

○戸井田 隆クリーンセンター所長 予備の部品を使い、運転しながら作業はできるものになります。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 五味委員。

○五味雅美委員 はい、ありがとうございます。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありますか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので次に移ります。

13ページの第9款教育費について質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので質疑を終わります。

続いて討論を行います。

第69号議案のうち所管事項に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 発言がありませんので討論を終わります。

これより採決を行います。

第69号議案 令和5年度伊奈町一般会計補正予算（第6号）のうち所管事項について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○戸張光枝委員長 起立全員です。

よって、第69号議案のうち所管事項について、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時17分

○戸張光枝委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第70号議案 令和5年度伊奈町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 発言がありませんので討論を終わります。

これより採決を行います。

第70号議案 令和5年度伊奈町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○戸張光枝委員長 起立全員であります。

よって、第70号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第71号議案 令和5年度伊奈町介護保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

質疑はございませんか。

富井委員。

○富井篤弥委員 把握しているその最近の介護予防生活支援サービス事業における訪問型サービスと通所型サービス、介護予防ケアマネジメントのサービスごとの利用状況を伺います。近年の傾向や変化などを伺えたらと存じます。

○戸張光枝委員長 いきいき長寿課長。

○小林薫子いきいき長寿課長 まず、介護予防支援事業につきましては、総合事業のサービスを使うためのケアマネジメント費になります。こちらのケアマネジメント費というのは、全てサービスを使う前に、そういった計画をつくってからサービスを実際に使うというところになりますので、ケアマネジメント費がまず入り口になります。それが、月の平均ですと約170件程度で推移しております。訪問型サービスにつきましては、月平均、上下はございますが60件から70件。通所型サービスにつきましては190件程度で推移しているところでございます。

以上です。

○戸張光枝委員長 五味委員。

○五味雅美委員 ありがとうございます。

○戸張光枝委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 発言がありませんので討論を終わります。

これより採決を行います。

第71号議案 令和5年度伊奈町介護保険特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○戸張光枝委員長 起立全員であります。

よって、第71号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第73号議案 伊奈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はございませんか。

五味委員。

○五味雅美委員 まず伺いたいんですが、今回の改定で全体の増額額はどのくらいになるでしょうか。

○戸張光枝委員長 保険医療課長。

○木須 浩保険医療課長 調定ベースで言いますと税込で8,300万円ちょっとの増収になる見込みでございます。

以上です。

○戸張光枝委員長 五味委員。

○五味雅美委員 県の標準に合わせていくという、行く行くはですね、ということなんですけれども、そういういろいろ検討されたと思うんですけれども、その中で、例えば子供の均等割を廃止していくとか、収入がなくても税金かかるという非常に不合理な制度なわけなんですけれども、そういったものについては検討をされましたですか。

○戸張光枝委員長 保険医療課長。

○木須 浩保険医療課長 ただいまの未就学児の関係でございますが、今現在、制度上は、未就学の方につきましては均等割2分の1ということで補助が出ております。

県内の市町村で幾つか、独自制度ということで上乘せ減免をされているところもあるのですが、それに対しての補助がほかにはございませんので、私どもとしてはその部分について検討はしたのですが財政的に厳しいということで、その部分については導入はしており

ません。

以上です。

○戸張光枝委員長 五味委員。

○五味雅美委員 未就学ですよ。ただ小学生、中学生だって収入はないわけで、そこには課税されてくるわけですね。そもそも県の標準に最終的には合わせていくということだと思いますが、その県の標準って合理的なものなのかどうか、県の標準に対して合理性があるのかどうか、どうお考えでしょう。

○戸張光枝委員長 保険医療課長。

○木須 浩保険医療課長 今まで平成29年度まで国民健康保険税は市町村単位で運営されていたというのは、ご存じかと思います。それが県のほうに統一されて、保険者、財政支援を県が行うというようなところ、お財布を県が握るというところもありまして、県に対して納付金を納める計算の根拠として、県内の市町村の医療費の推計を出した上で人口規模であるとか加入者規模であるとか、そういったものから勘案したものでございますので、町独自だけで考えるというものではございませんので、その部分については均衡が保たれているというふうに感じております。

以上です。

○戸張光枝委員長 五味委員。

○五味雅美委員 そうなると、県の財政状況によって県の標準そのものが今後また変わってくる、上がってくる可能性というのは十分あるわけですよ。

○戸張光枝委員長 保険医療課長。

○木須 浩保険医療課長 その点については、国民健康保険に加入されている方、県内でどれだけ減ってくるのか、これから後期高齢に移っていく方のほうが増えて、数年先には伊奈町においては後期高齢の人数と国民健康保険加入者の人数が逆転する可能性がございます。ただ、その分に対して、国民健康保険の人数が減ってきたからといって急激に増加する、そういったものではなくて、その部分の、先ほど私のほうでお財布を握っているというお話をしましたけれども、県ではその分の積立てを県の予算で積み立てていきますので、激変緩和はないんですが、市町村の負担が急激に増えるということはないと伺っております。

以上です。

○戸張光枝委員長 五味委員。

○五味雅美委員 質問変えますが、積立金が今年度末で幾らぐらいになるのか、改めてお聞き

したいんですが。

○戸張光枝委員長 保険医療課長。

○木須 浩保険医療課長 今のご質問は、埼玉県のことによろしいですか。

○五味雅美委員 伊奈町です。

○木須 浩保険医療課長 今年度末で伊奈町のほうの基金のほうですが、681万円の予定でございます。

○戸張光枝委員長 五味委員。

○五味雅美委員 昨年が1億1,000万円、その前が1億8,000万円という数字だったわけですね。ここで急激に減った要因は何なのでしょう。

○戸張光枝委員長 保険医療課長。

○木須 浩保険医療課長 まず、平成29年度までの独自のものから都道府県に移ったときに、まず、伊奈町の国民健康保険の加入者の状況を知る必要がございます。伊奈町は平均年齢が若いまちとして県内でも有数の規模でございますけれども、その中で国民健康保険の方の医療費の割合というのは非常に低くございました、県内平均を下回っていたと。なおかつ加入者の方も平成30年度では8,200人ほどいたんですけれども、それが医療費が低く加入者は多く、その結果、収支としてバランスが取れて積立てができていた。

ところが、団塊の世代の方が75歳以上になられて、後期高齢のほうに移行していく方が増えて、年間で500人ずつぐらい減っていく。なおかつ、加入者の方が増えるかというところではなくて社会保険の適用拡大等で結果的には減少していく。そこに追い打ちをかけるようにコロナがございまして、町としては国民健康保険に入っていらっしゃる方の負担を減らすために、令和3年度に1人当たり医療分になりますが8,000円の均等割の減額を行って、その時点では均等割の部分は県内で一番安い値段で入れたという形になっております、2方式ですけれども。

そのために、加入者が令和5年度では7,500人程度になっておりましたので、県のほうに納める金額は約10億円、これはほぼ毎年変わっておりません。これを納めるのに必要な原資が足りなくなってきた。それを基金を充てて補填をしていたところなんですけれども、今年度においてもやはり加入者が減っておりますので、その分が基金のほうに食い込んだという形になっております。

以上です。

○戸張光枝委員長 五味委員。

○五味雅美委員 社会保険に移った人数って分かりますか。

○戸張光枝委員長 保険医療課長。

○木須 浩保険医療課長 申し訳ございません。社会保険の適用加入のほうは把握はしておりませんが、実際に単純計算ですけれども、500人程度の方が毎年後期高齢のほうに移られる、実際に300人ほどずつの減少になっておりますので、200人の方が社会保険から入ってくるというような形ですので、その差額分だけですので、なかなか比較は難しいのかなというふうに思います。

○戸張光枝委員長 五味委員。

○五味雅美委員 結局、被用者保険が増えて、拡大で増えていって国民健康保険から抜けていくと。結局、国民健康保険に残るのが収入のないお年寄り、一部事業者の方もいますけれども、そういった方が残っていくわけですね。結局、国民健康保険だけで財政運営はできないということは、もう明らかになってきていると思うんですよ。町として県に合わせていくんだと言いますが、町としてはどの辺が限界だということを思いますか。

○戸張光枝委員長 保険医療課長。

○木須 浩保険医療課長 今おっしゃっていただいたように低所得、それから比較的年齢の高い方が国民健康保険に入っていらっしゃるといのは、ある意味、国民健康保険制度がスタートした時点に近い形、最初の時点では第一次産業に従事される方のための保険がなかったというところもあるんですけれども、その方たちはまだそのときは元気だったけれども、今現在は実際に仕事をやめられて入る保険がない、そういったところの部分を考えますと、その方から必要な額を納めるというのはどうなのかという部分はございます。

その中で国も県もそういうところを考えた上で、所得のない方には軽減制度7割、5割、2割といった、なるべく安く抑えようというような部分で公費を投入したりはしているんですが、ただし、皆さんもご存じかもしれませんが、国の負担も今までは一定料率で定率で何10%というような負担をしていたものを、比較的その支出を抑えている、住民に負担を求めているというのは確かにつらい制度ではありますけれども、国民健康保険、皆保険制度は世界に誇る制度でございまして、皆さんが安心して受けられる部分、その辺については必要不可欠なものというふうに考えておりますので、非常に心苦しい負担を強いることにはなるんですけれども、ご理解いただければと思っております。

以上です。

○戸張光枝委員長 五味委員。

○五味雅美委員 皆保険は守らなくちゃいけないんですけれども、それを取り崩すことになるんじゃないかなという心配をしているわけです。

課長おっしゃいませんでしたけれども、もっと大事な問題は、国の国庫繰入れを大幅に減らしてきているんですよね、それが非常に大きな要件としてあるわけで、そういった中で保険税の収入だけで賄うというのは、どだいもう無理な、制度自体が逆に言えば破綻していると言わざるを得ない状況ですね。

やはり町として住民の保険制度を守ることと、やはり住民の生活を守るということで、県のあれに追随するのであれば、やはりそれは地方自治としてどうなのか、伊奈町としての自主性はどうなるんだということを心配せざるを得ないわけですから、そういったところをしっかりとやはり受け取るべきじゃないかというふうに思います。いつまでも上げていくということもうできないこと、どこかで町として伊奈町はこうしてやっていくんだというふうに考えてほしいというふうに思います。

以上です。

○戸張光枝委員長 栗原委員。

○栗原恵子委員 基金残高が大分減少していますが、国民健康保険税は税金ですので、やはり支払わなければならないところではあるんですが、何点か質問させてください。

これまでの保健事業はどのようなものがあるのか、お答えください。

○戸張光枝委員長 保険医療課長。

○木須 浩保険医療課長 保健事業に関しては、まず代表的なものは特定健診、それから今ですと糖尿病性腎症、そういったものを防ぐための予防事業という形で行っているものがございます。また、今はなくなりましたが、そういった受け身だけではなくて皆さんに健康になっていただきたいということで、過去には健康ウォーク等を実施して運動啓発の引き金というか、そういったものも行った経緯がございます。

今後もそういったところをぜひ深めていきたいというふうには考えております。

以上です。

○戸張光枝委員長 栗原委員。

○栗原恵子委員 それでは、特別調整交付金は、伊奈町はどのぐらい入ってきてますでしょうか。

○戸張光枝委員長 保険医療課長。

○木須 浩保険医療課長 令和4年度ベースですけれども、約7,000万円入っております。



以上でございます。

○戸張光枝委員長 栗原委員。

○栗原恵子委員 今後ですが、努力支援としてどのような事業ができるのか、お考えでしょうか。

○戸張光枝委員長 保険医療課長。

○木須 浩保険医療課長 努力支援制度については、市町村独自の施策に対して国の予算の範囲内で評価をして点数化して、それを金額に置き換えて交付するというものになっています。

こちらなんですけれども、伊奈町、お恥ずかしいお話ですが若干低めの傾向が出ております。ここにつきましては、今後毎年その基準が若干変わっているところがありますので、その部分を県からの資料を基に重点的に押さえる部分、そういうのを見極めた上で判断していきたい。今年度、努力支援につきましては、たしか約1,700万円の収入があったかと思しますので、他の市町村から見るともっと高いところもございまして、そういったところにどういった配置をする、例えば人力的な配置、それから事業の展開、そういうものをなるべくその基準に合わせて行っていきたいというふうに思っております。

ただ、国の予算がありまして、そのパイの奪い合いというようなお話も聞いておりますので、その中に伊奈町としても食い込んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○戸張光枝委員長 栗原委員。

○栗原恵子委員 国民健康保険税が高くなっておるので、こういったサービスの部分で7,000万円ということで特別調整交付金が下りているかと思いますが、努力支援の部分でも保健事業をさらに今後も充実を伊奈町させて、なるべく皆さんにサービスの部分で頑張ってもらいたいと思います。

以上です。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありませんか。

山野委員。

○山野智彦委員 今回の引上げですね、具体的に収入に対してどのぐらい上がるのかというところを、幾つかモデル等を提示していただいて実際に上がる額というのを、まず明確に教えていただきたいと思います。

○戸張光枝委員長 保険医療課長。

○木須 浩保険医療課長 まず、町のほうで今回の税額改正をするに当たって幾つかのパター

ンをモデルとして計算したところでございます。一番分かりやすいのは、まず、収入のない方、所得ベースでいうと43万円以下の方につきましては均等割のみの計算になるんですけれども、本年度で、もし例えば単身世帯の方で30歳の無職の方というふうな計算をした場合には7割の軽減がききますので、令和5年度の税額で言いますと9,400円で1年間の保険税を賄えたという形になります。ただし、これを今回の改正に基づいて計算をしますと1万4,100円、9,400円から計算しますと4,700円のアップになります。これは、アップ率で言うと、非常に申し訳ございません、50%上がるような計算になっております。

また、他方、国民健康保険税、先ほど五味委員からもお話がありましたけれども、低所得の方が非常に多いということ、それから年金生活者の方、そういった方も多いので、年金生活者の方で例えば収入が150万円の方の70歳お二人世帯の場合ですけれども、この場合ですと5割軽減という形で軽減がききまして、令和5年度ですと7万3,100円のご負担をいただいていたところですが、今回の改正に伴いまして8万9,400円、22.3%の増。こちらについては、均等割の部分という形が大きな要因にはなります。

また、もう少し金額が上がって、例えば自営業の方等で考えますと、例えば250万円の収入の方で、余りちょっと参考になるかあれなんですけど、40歳の4人家族、お父さんとお母さんが40歳、お子さんが未就学の方でお二人の4人世帯の場合ですと2割軽減という形になりまして、令和5年度ですと23万5,500円が27万6,600円、約17.5%の増、このような形になります。

以上です。

○戸張光枝委員長 山野委員。

○山野智彦委員 無収入の方ですと対令和5年度に対して50%、150万円の年金の2人暮らしの方で5年度に対して22%のアップ、250万円ぐらいの給与を持っている4人世帯、余りないかもしれませんがということですが、この方で17.45%のアップということで、非常に大きな上げ幅であると言わざるを得ません。

これを、激変でするので何かしら緩和する方法はないのか、そのあたりどういうことを検討されて、どういう理由でそういうことができないのかというあたりを説明いただきたいんですが。

○戸張光枝委員長 保険医療課長。

○木須 浩保険医療課長 山野委員がおっしゃっていただいたように、今回の税率改正、非常に伊奈町の住民の方にとっては大きな負担となります。そのため、町としても税率改正に当

たっては様々なパターンでシミュレーションを行いました。ただし、その中でどうしても今年度に限っては先ほど申し上げた10億円の負担、これを県に払わなければいけないというその原資が足りないということで引上げをしなければいけなかったんですが、それでも余りにも負担が大きいということで何かできないかということで、私どものほうで埼玉県の方の国民健康保険医療課に相談に伺いました。その中に、先ほど五味委員のほうからもありましたけれども、県のほうでも基金を持っておりますので、その基金を活用して激変緩和に使えるか、そういったものも問合せをさせていただいたところでございます。

その結果、県が持っている基金、何千億というふうにあるかと思えますけれども、そのお金の活用については保険料の収入が例えば落ち込んだ場合、急激に落ち込んだ場合、災害等でその納付金に払うべき財源に満たない場合には貸付けを行うけれども、保険料の激変緩和のために使うことはできないという回答を得ており、また、その根拠につきましても埼玉県の国民健康保険の運営方針というのがございます、その中にも記載されているところもあります、食いが下がった部分もあるんですが、できないというような回答を得て、残念ながらその部分は使えない。

ただし、私どものほうで引上げを図るに当たっても、その金額、皆さんの負担をできるだけ減らそうということで、町長等にも、ほかの副所長、それから財政サイドにもいろんな相談をさせていただいた上で今回の金額に収まったという形でございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 山野委員。

○山野智彦委員 県からの借入れはできないということでした。

そうすると、先ほども基金の話がありましたけれども、令和3年度にコロナ対策ということで均等割を1人一律8,000円減額して、総額で6,000万円ぐらいの基金を取り崩したんだと思います。コロナの当時は非常に対応が難しいし、状況として町としてできることを選択肢として選んだということは十分理解はするんですけども、ただ振り返ってみますと、コロナのときって結局観光とかあと飲食店ですかね、そういったところは経済的な影響が大きかったんですが、それ以外のところは意外に何もなくて税収も落ちないとか、そういうことでもありました。

ということで、当時の判断をどうこうするつもりは全くありませんけれども、しかし、そのときに6,000万円の基金を使ってしまったということは事実としてあります。仮に今6,000万円ほど基金が多かったら、ここまでは上がらなかったんでしょうか。

○戸張光枝委員長 保険医療課長。

○木須 浩保険医療課長 考え方としてはあり得るかと思えます。というのは、もともと財政にそういった余裕があった場合、今回の上げ幅ではなくて、もっと段階的に均等的に令和9年度までの計画を定めて行うこともできたかと思えます。

ただ、そのときの判断について、今、山野委員のほうでもおっしゃっていただきましたが、そのときの考え方、それは当時の担当の方、皆さん努力されて、いかにコロナ禍で保険料の負担軽減、特に年金収入等の方の負担をいかに減らすかというところも考えた上の結果でございますので、今そこに対してフォーカスを当てるというよりは、今後、今基金を使い切った中でどういうふうに国民健康保険運営をしていくか、介護保険を守っていくか、そういったところに重点を置いた形のものとなっているということをご理解いただければと思います。

以上です。

○戸張光枝委員長 山野委員。

○山野智彦委員 繰り返しますが、当時の判断を今の時点でどうこうするつもりは全くありません。

ただ、町の判断で基金を減らした結果については、例えば町の一般財源から投入をすると、それは議論の余地はあるとは思いますが、そういう選択肢もなくはないわけですよね。仮に一般財源から投入するということができただけの場合に、県との関係で何か不都合が生じるのかどうか、そこを教えてくださいませんか。

○戸張光枝委員長 保険医療課長。

○木須 浩保険医療課長 今、山野委員がおっしゃっていただいた内容、確かに法定外繰入れという名目に入れることも可能は可能です。ただし、今後、まず根本に立ち帰ると保険というのは受益者負担、加入されている方が均等に負担していただくのが本来の筋ではございます。

ただし、今おっしゃっていただいたように、私ども計算をしていく中でかなりの負担増になることは重々承知の上でありましたけれども、今回、先ほど私のほうで申し上げた国民健康保険の運営方針、これが第3期ということでまた見直しをされるんですが、その中に法定外繰入れの解消というものがございます。今現在、伊奈町は法定外繰入れを全く行っていない、ある意味、国民健康保険のあるべき姿としては優良な自治体というふうに捉えておりますが、ほかのところではまだそれが解消できない状態、今後税率の改正を大きくしなければ

ならないというところもございます。それをやってしまいますと、この後令和9年度まで、先ほど五味委員のほうでおっしゃっていただいた県の基準に合わせる際に、いつときは抑えられる麻薬のようなものなんですけれども、その後、皆さんにさらに大きな負担を強いる可能性もございますので、今回はできる限りその部分を抑えて本来の姿で課税させていただく、私どものほうとしても、税率の改正とともに7割、5割、2割の軽減部分に対する県の補填、それから法定繰入れになりますけれども一般財源からの投入、この額も約4,500万円増えるという形になりますので、そういったところのメリットも考えながら今回の決定をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 山野委員。

○山野智彦委員 法定外繰入れをすると、県の補填に影響が出るということでしょうか。

○戸張光枝委員長 保険医療課長。

○木須 浩保険医療課長 おっしゃるとおりでございます。先ほど栗原委員のほうからもご説明ありました保険者の努力支援、この部分に法定外繰入れをしてしまうとマイナスのペナルティがついてきます。そういったものでデメリットというような形にもなってまいります。

以上です。

○戸張光枝委員長 山野委員。

○山野智彦委員 要は、だから県からも借りられないし町の一般財源から入れることもできないし、もうどうしようもないこの制度になっているわけです。

先ほど保険制度は均等の負担するべきものというお話がありましたけれども、例えば所得割で国民健康保険の人がどのぐらいの保険料を負担しているかということですね。例えば今回令和6年度税額に変えた場合、先ほどのモデルで言うと所得に対して何%ぐらいの負担になるのでしょうか。

○戸張光枝委員長 保険医療課長。

○木須 浩保険医療課長 例えば、先ほど150万円の年金の方ですと大体10.5%ぐらい、給与で250万円の方ですと16.5%、このぐらいの負担をいただくような形、これが今現在の状況でございます。

以上です。

○戸張光枝委員長 山野委員。

○山野智彦委員 これは6月の一般質問でも取り上げたと思うんですが、例えば協会けんぽの

被保険者ですと負担率は5.8%ぐらいなんだと思うんですよね。それに比べるともう倍とか、あと250万円のモデルで言うと16.56%の所得比ですから3倍の負担がなされていると。だから、これは保険制度全体から考えたときに異常な負担率なんですよね、国民健康保険だけ。もちろん事業所がないということなんでしょうけれども、事業所がない分、国民皆保険をするならば、国がそれは当然負担しなければいけないものだというふうに考えているんですね。

この国の負担が減ってきているところについては、一応要望を上げてきたという話ではありますが、直近では、どんな要望を上げていて、どういう回答があるのか、教えていただけますか。

○戸張光枝委員長 保険医療課長。

○木須 浩保険医療課長 毎年のことになりますけれども、全国の知事会、それから市長会、町村会、九都県市、そういったところの代表の方、また、国民健康保険の中央会、そういったところの役員の方が国への陳情を行って、当初50%近くあった国の補助率が今現在32%まで落ちているということで、それを置き換えて3,400億円の公費負担というような形の予算は確保はしていただいているところです。

ただし、医療費が上がっていく、高齢化が進むという形になりますと、医療費の総額は非常に増えるような形になりますので、そこで3,400億円という言い方をされても、率に置き換えると低下していく状況は皆さんご存じのことかと思えます。

また、その32%を、いかに私どものほうも陳情等を行って引き上げていくことで皆さんの負担が今後減らされるのではないかと期待はしていますが、国のほうとしての回答としては、その部分がなかなか答えていただけてない状況なので、今後も粘り強く交渉のほうは続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○戸張光枝委員長 山野委員。

○山野智彦委員 こちらに厚生労働省が作っている保険医療ガイドというのがあって、各保険制度との比較を入れながら財源の説明なんかもしているんですよね。国民健康保険のところを見ますと、ほかの保険からの前期高齢者交付金が3兆5,000億円あって、その残りを半分で公費で持っています、残りの半分が保険料ですと、実にきれいな見せ方はしているんですよ。でも、内容を見ると、先ほど言ったように所得比で協会けんぽの2倍から3倍の負担をしていると。国民皆保険は世界に誇る制度だと言っていて、まあ何と言うんでしょうね、見せかけのために国民健康保険の被保険者に特に負担を強いているというのが現状ではない

かと思うんですね。例えば県のほうなんかは相談に行ったときに、県ではどのようにこういうのを考えているのでしょうか。

○戸張光枝委員長 保険医療課長。

○木須 浩保険医療課長 やはり県も、平成30年度から県のほうのお財布のほうに一手に集めて保険を維持していこうというような考え方に国の答申としてそういったものから動いてきたところがあります。ただ、県もやはり財政負担を、私ども町のほう、市町村が一般財源から先ほど入れるような形のものと同じように、県の一般財源からも国民健康保険特別会計のほうに入れていくような形で財政は賄っているところではあるんですが、やはり国のほうの補助率が上げていただきたいというような形で回答は得ています。ですので、今後も引き続きそういったところは協力して要望を上げていきたいという話は伺っております。

以上です。

○戸張光枝委員長 山野委員。

○山野智彦委員 国の補助率を上げてもらいたいということなんですが、単に補助率を上げてもらうための要望ではなくて、本当に被保険者の負担がもう限界を超えているんだということをもっと協調するべきではないかなというふうに思います。そちらを入れて引き続き、引き続きというよりも強力に県と併せて国に言うべきではないのでしょうか。国民保険ですので、県民保険や町の保険ではありませんので、あくまで責任は国であるということは明確に指摘をしておきたいと思います。

あと、残りは、そうすると手がないということなので、町として上った後の対応をどうするかということになるんですけれども、例えばもうこれだけ上がってしまっただけで本当に払うのが苦しいというご相談があった場合、町としてはどのように対応されるのでしょうか。

○戸張光枝委員長 保険医療課長。

○木須 浩保険医療課長 当然ながら負担が大きいことは重々承知してございます。また、先ほどの私のほうのお答えの中で、7割、5割、2割の軽減世帯の方については、今回40歳から64歳までの方であれば均等割だけで1万5,600円の1人当たりの増加になりますけれども、それで7割、5割、2割の方ですと、7割軽減の方ですと1万5,600円の上げ幅に対して3割、4,680円で済む形にはなるんですが、それでも負担は大きな話になります。

そうした場合には、やはり私どものほうとしても、もしお支払いが難しいといった場合には、納税相談等をしていただいで対応していただければというふうには考えております。

以上です。

○戸張光枝委員長 山野委員。

○山野智彦委員 軽減があるといっても、軽減して減った分をほかの被保険者に割るんですよね、これ。そこを確認したいんですが。

○戸張光枝委員長 保険医療課長。

○木須 浩保険医療課長 今回の山野委員がおっしゃっていただいた軽減した部分、例えば1万5,600円のうち7割軽減の方については実質の負担は4,680円の増、残りの1万1,000円ちょっとのお金はどうするのかというようなお話になりますけれども、この分については県と町が負担いたします。今の計算でいくと1万1,000円ちょっとなんですけれども、そのうちの4分の3を県が負担し、その残りの4分の1、上げ幅の4分の1は町のほうの一般財源から入れなさいという形で、これ保険基盤安定繰入金だったと思いますけれども、そちらのほうで措置されていると。ただし、全体的なものを見ますと、その軽減にかからない方もいらっしゃるんで、そういった部分につきましては、やはり大きな負担になることは重々承知しております。

以上です。

○戸張光枝委員長 山野委員。

○山野智彦委員 この軽減については、もう年度始に何割軽減ですよというのは決まってしまうのかと思うんですが、先ほど言ったように本当に支払いが厳しいという方に、途中でその軽減のランクを大きくするというふうなことは可能なのかどうか伺います。

○戸張光枝委員長 保険医療課長。

○木須 浩保険医療課長 その場合は、あくまでも国民健康保険は前年度の所得に応じたものになりますので、そういったものについての軽減はございません。

○戸張光枝委員長 山野委員。

○山野智彦委員 あと、国民健康保険の支払いの賦課の大きさに、年間分を8か月で払うというこの仕組みがあるんですよね。協会けんぽや共済組合は年間12か月で割って払うことができますけれども、国民健康保険は計算をして、それが6月から2月までだと思うんですが、その8か月で負担しなければいけない。これも負担増の大きな要因だと思うんですが、これについて何か策はないですか。

○戸張光枝委員長 保険医療課長。

○木須 浩保険医療課長 こちらの国民健康保険、どうしても住民税の決定通知というところもございまして、回数を一応条例では定めておりますので、ほかのところ例えば平準化



して回数がもう少し多かったところもたしか記憶しておりますので、そういったところの変更ができるかどうかは今後検討させていただきたいと思っております。

○戸張光枝委員長 山野委員。

○山野智彦委員 今のはせめて検討していただきたいと思います。収納の都合なんですよ、これって。結局決算といいますか国民健康保険の必要額が出るのが5月とかになるので、だから6月から徴収を開始していて、年度内に完結させたいので2月で徴収を終わらせると、これはもう完全に行政側の都合によるものですので、ぜひ負担側のサイドに立って物事を考えていただきたいと思います。

あと、もう一つ上げるとすれば、扶養の概念がない。今社会保険のほうでも扶養の概念を外そうとしていますので逆行するかもしれませんが、国民健康保険における扶養の概念というのは、これはもう入れようがないんだとは思いますが、見解を一応聞きたいと思えます。

○戸張光枝委員長 保険医療課長。

○木須 浩保険医療課長 確かに、先ほどこれ同じようなご質問、五味委員からもいただいたと思います。生まれてすぐの赤ちゃんでも均等割はかかる、そういった形で一人一人が加入者というような考えかと思えます。こちらのほうにつきましては、構造上の問題もあるかとは思っておりますけれども、被用者保険であれば、収入のある方の集まりというところもあって財政的な余裕、そういったところを賄える余裕もあるんですけども、国民健康保険にはそういったところが残念ながら欠けていると捉えざるを得ないと思っております。

以上です。

○戸張光枝委員長 山野委員。

○山野智彦委員 もう最後にしますが、国民健康保険は組織がないので、国民健康保険側から意見を言うすべがほとんどありません。そうすると、もう市町がやっぱり県と一緒にあって国に強力に言うしかもう手だてがないと思えますので、ぜひですね、先ほどの繰り返しになりますが、負担がもう本当に限界なんだと。この人たちは多分税金と合わせた負担率って物すごい高くなると思えますし、一方で軽減がいっぱいあるので、ある意味尻抜けにもなっているわけですよ、制度として。だから、いろいろに手を加えた結果、もうおかしい制度になっていると言わざるを得ませんので、これについて抜本的な改革を国に求めるのが市町村、そして県の役目だと思いますので、ぜひそれをよろしくお願ひしたいと思えます。

最後に、もし国のほうであくまでも国民健康保険には負担を強いるんだということであれ

ば、昔であればこれはもう一揆が起きる状況ですね。忠次公がもしこういうことをしたら、多分農民一揆が起きていたんじゃないかなと思います。現代ではデモとか署名とか、そういう形になると思うんですが、もうそういうところまでこれは来ていると私は個人的には思っております。

なので、本当に改めて心を強くして要望を真剣に上げていただきたいとお願いして、終わります。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありませんか。

富井委員。

○富井篤弥委員 ご質問はかぶるかと思いますが、ご確認のために1点ご質問がございます。

今回の件につきまして加入者の方への負担を軽減するために、令和6年度から令和9年度に至るまで段階的に引き上げていくなど様々な配慮と工夫がなされていることは重々承知ではございますが、加入者にとってはその負担増は非常に厳しいものです。特に働く世代のうち会社員ではない自営業者であったりフリーランスの方といった方々には、より一層負担が増すものでございます。そういう雇用保険とか労災保険がなくて、年金の心配をしながら、さらに国民健康保険の負担が増えるとなりますと、これはかなり厳しい条例改正のご提案であると言わざるを得ないです。

そこで、ご質問となるのですけれども、この税率改正と加入者への負担増に伴い、国民健康保険事業等ではどのようなサービスがこれまで以上に充実するのでしょうか。研究や検討段階等のものを含めて伺いたいと思います。

○戸張光枝委員長 保険医療課長。

○木須 浩保険医療課長 今、富井委員のほうからご質問あった内容ですけれども、確かに税負担は非常に大きな問題でありますし、また、それをいかに負担を増やさないような形で考えるとすれば、私どもからのサービスの提供、それが何かという形になりますと、現課で判断するには、やはり将来的に町長のほうでも申し上げている健康長寿のまちづくり、こちらのほうでいかに健康になって過ごしていただいて医療費も削減していくか、そういった取組がまず必要になってくると思います。

税を上げていく中で、そのほとんどの財源は県の納付金のほうに消えていくんですけれども、ただそれだけで収まるものではございませんので、私どもとしても町のほうの施策として健康長寿のまちづくりというものを進めておりますので、それに合わせた事業を展開して

いきたいというふうに考えています。

例えば、まだはっきりとは言えないんですけども、今まで近隣の市町村と比べて少し足りない医療サービスの提供であったりとか、それから、町民の方が、前に栗原委員のほうでもお話あったように健康ウオーク等、運動できる機会の提供であるとか、それから糖尿病性腎症、そういったものの予防事業であるとか、そういったものにフォーカスを当てて住民の皆様がやはり国民健康保険に入っていてよかったねというふうに思っただけのような施策を展開していきたいというふうには考えています。

以上です。

○戸張光枝委員長 富井委員。

○富井篤弥委員 ちなみに、こうやって負担を増やすとなって、今いろいろ述べていただいたんですけども、目玉となるようなサービス向上の具体案というものはあるのでしょうか、伺いたいと思います。

○戸張光枝委員長 保険医療課長。

○木須 浩保険医療課長 この部分、予算の関係もありますのでなかなかちょっと難しい、今の部分、ちょっとお答えするのが難しいところはあるんですが、なるべくその事業を展開して国民健康保険のかかる費用が増えてしまうというのは元の木阿弥になってしまいますので、なるべく費用としては少なめに、でも効果は大きいもの、そういったものを考えていますので。今私どものほうで検討しているところで余りお金のかからない事業というような形で考えますと、町のほうで生命保険会社との包括連携協定的なものを行っている部分がありますので、そういったところにはちょっと打診をして何かできる事業はないか、例えば講師を呼ぶにしても無料で来ていただけるとか、あくまでもそういったところでサービス提供ができるようなものを考えられればというふうに思っています。

以上です。

○戸張光枝委員長 健康福祉統括監。

○増田喜一健康福祉統括監 少し補足をさせていただきます。

富井委員おっしゃるとおり、なかなか直接見直しを今回させていただく、保険税を据え置くというのは制度的難しいのは、今課長が説明したとおりでございます。

一方、この国民健康保険制度を継続的に運営するために両輪のもう一方としまして、健康ですとか、そういった加入者の方々の意識啓発というのは努めてまいりたいと思います。予算の関係でございますのでなかなか具体的には申し上げられませんが、いろんなアイデアを出

しながら加入者の方々、町民の方々の健康増進に取り組めればと考えてございます。

以上です。

○戸張光枝委員長 富井委員。

○富井篤弥委員 2つ両輪として町民の皆様の健康増進に努めていくということは分かりました。ただ、やはり国民健康保険事業のみで考えると、負担が増えるのに余りサービスが変わらないという印象がありますので、保険料を払っている側としましては損をしていると感じることになるかと存じます。負担だけが大きい国民健康保険というイメージが強くなってしまくと、例えば自営業やフリーランスとして独立したい、事業を起こしたいといった若い世代であったりとか、働き世代の夢とか希望にストップをかけてしまうおそれがあると私は考えております。

私自身、去年までは会社員やっていましたが、今は自営業者でございますけれども、会社員のときはそういう被用者保険だったので結構制度としてすごくいろいろ会社に支援してもらったなということはすごく感じていて、ただ、独立するとかそういうことも一つ夢でございましたので、そういう若い人たちの夢とか希望とか、そういうものをちょっとこういう制度がストップをかけてしまうとなると、すごく憂慮しているところではございます。

今、国民健康保険事業の運営がとても厳しいことは承知はしておりますが、加入者も負担増を快くは受け入れられるような状況ではないことをご理解いただきたいと存じます。加入者の方にもっと寄り添った施策とか制度になることを切に願います。

私からは、以上です。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありませんか。

大島町長。

○大島 清町長 皆さん方から本当にご意見いただきまして、ありがとうございます。もう皆さんがおっしゃるのは、まさに正解であると思っています。

これ、本当に国の制度といいますか、そういう中で今日こういう形を迎えているということで各市町村は本当に苦勞をしています。県に数字を合わせていくということで、町民市民の負担をいかにしたら少なくしてあげて県の数字に持っていくかというので、本当に苦勞しております。

上尾市も桶川市もそうなんですけれども、一部一般会計から負担していたんですね。それが今度はできなくなってしまうので、上げ幅が今度は逆に伊奈町より大きくなろうとしているということがあって、このままいったら国民健康保険の皆さん方は、いわゆる100%自己

負担ですからね、社会保険に入っている方は半分会社でもつので2分の1で済むわけですよ。ですから、それから比べるとまさに100%負担をしているということですから、負担金の金額はすごく多くなってしまおうと思っています。今の状態では、私どもとしてはどういう形で負担を少なくしてあげるかということだけしか考えられなくて、皆さんで知恵を絞って一応この形にしたんですけれども。

これから私は、国に対する要望というのは、本当にやっていかなくちやいけないなと思います。私個人的には、後期高齢者保険に入りました。後期高齢者保険で所得は少しあるのでえらい金額を払うことになりましたけれども。でも、高齢者はどんどん増えていくけれども国民健康保険は減っていくという、こういう流れになってしまっていますので、この高齢者と国民健康保険を一緒にすればもっと負担金が少なくなるかなと思ってみたり、どれが一番いいのか、国の制度自体もそういう方向にいったほうがいいのかということを考えながら今いますけれども、いずれにしろ国の要望あるいは国民健康保険連合会というのがあるので、この健連のほうに国からの補助金をもっと増やせというふうにお願いをするということにするのかとか、いろいろ各保険者の負担金を少なくする方法というのは幾つかあるのかなと思いますので、これはしっかりと私のほうも声を大にして言っていきたいと思います。

それともう一点は、国民健康保険に入っている人、今7,000人台で、年々減っていますけれども、この人たちに対するフォローをいわゆるどういうことをやったら一番いいのかというのを、また議員の皆さん方も考えていかなくちやならないなと思います。国民健康保険加入者に対する支援というのは何をしたらいいのかということ、これから令和9年に向けてどういうことができるかをちょっと知恵を絞りたいと私も思っていますので、一緒になって考えていきたいと思っております。

以上です。

○戸張光枝委員長 はい、ありがとうございます。

よろしいでしょうか、皆様。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 では、質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 以上で、発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第73号議案 伊奈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○戸張光枝委員長 起立多数であります。

よって、第73号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第74号議案 伊奈町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はございませんか。

五味委員。

○五味雅美委員 負担の基準が今まで施設地、施設設置自治体が負担していたものが、利用者の住所地自治体が負担するようになったという変更だと思いますが、伊奈町の場合に該当する人数というのは何人ぐらいいるのでしょうか。

○戸張光枝委員長 保険医療課長。

○木須 浩保険医療課長 この制度、本年4月以降という形ですが、1名の方のみが該当でございます、今のところですが。これは、伊奈町から蓮田市の施設に移られた方、この方が対象になっております。

以上です。

○戸張光枝委員長 五味委員。

○五味雅美委員 伊奈町の場合には、減るのはないけれども、1人分増えるということですね、はい。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第74号議案 伊奈町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○戸張光枝委員長 起立全員であります。

よって、第74号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第76号議案 公の施設の指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

富井委員。

○富井篤弥委員 まず、ふれあい福祉センターの指定管理者の選定につきまして、令和5年8月29日、10月17日、11月2日の計3回にわたり選定委員会が開かれたとございますが、指定管理者に立候補された申請団体は何団体ございましたでしょうか、伺います。

○戸張光枝委員長 企画課長。

○秋山雄一企画課長 随意指定でございますので、1つでございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 富井委員。

○富井篤弥委員 分かりました。

随意指定で1団体ということだと、そもそも複数立候補するということとはできないという制度なんでしょうか、伺いたいと思います。

○戸張光枝委員長 企画課長。

○秋山雄一企画課長 候補者選定委員会の前に導入検討委員会を内部で行いました。その中で、ふれあい福祉センターの指定管理を繰り返し実施した中で次回どうするかということをお話しをし、随意指定にするということを決めたという経緯がございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 富井委員。

○富井篤弥委員 承知いたしました。

次の質問に入りたいと思います。

指定管理者の選定に関連して、ふれあい福祉センター伊奈の森の利用に関するアンケート

結果を拝見しました。令和2年度分から令和4年度分のもので、アンケートを重ねるごとに回答者数も増えて、令和2年度は56名でしたが、令和4年度には125名の方から回答を得られ、より今後の運営の参考になっていることと思います。また、利用者の方からの回答も、その多くがポジティブなものでございます。

そこで、その次の5年間の伊奈の森の目標等をお聞かせ願えればと存じます。お願いいたします。

○戸張光枝委員長 社会福祉課長。

○影山 歩社会福祉課長 社会福祉協議会では、社会福祉協議会のボランティア活動や福祉活動を担う中心拠点であるふれあい福祉センターの存在を一人でも多くの住民の方に知っていただくという目的で自主事業も行っております。今年度は、町教育委員会と連携企画といたしまして、若手職員を対象として福祉教育研修を実施したりですとか、9月には親子参加、子供のためのマネー講座とかを開催いたしまして、ふれあい福祉センターを知っていただく努力もしていただいております。

今後につきましても、利用者の方が増える傾向であると思っております。

以上です。

○戸張光枝委員長 富井委員。

○富井篤弥委員 あともう一点、最後になるんですけども、令和4年度のふれあい福祉センターの同じアンケートの結果を拝見してのご質問ですけども、ふれあい福祉センターの外回り、駐車場、植え込み等はいかがですかという回答は、やや悪い、悪いと回答した割合の合計が22%となっております。ほかの項目に関してはおおむね好意的なご回答なんですけれども、この項目だけ少し厳しい結果となっております。令和2年度、令和3年度のアンケートにつきましても、同様な結果となっております。

先ほど視察に行きまして、周りの雰囲気とかを見まして、すごく緑が豊かですごく何か落ち着いた雰囲気ですととてもいい場所に感じたんですけども、このような回答結果となっている原因と今後の改善策について伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○戸張光枝委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時18分



○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を再開いたします。

福祉課長。

○影山 歩社会福祉課長 こちらのアンケートにおいて、駐車場が狭くて利用される方のご不便を感じていることですか、緑の保全というところのマッチングが難しいと思います。駐車場に関しましては、長年の課題ではございますので、その辺もできる限り検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 富井委員。

○富井篤弥委員 はい、ありがとうございます。改善のほど、よろしく願いいたします。

私からは、以上です。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第76号議案 公の施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○戸張光枝委員長 起立全員であります。

よって、第76号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教民生常任委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

ここで執行部の退席をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時20分

○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を開きます。

次に、協議事項のその他に移ります。

所管事務調査の精算報告について、事務局長よりお願いいたします。

事務局長、お願いします。

○大津真琴事務局長 それでは、文教民生常任委員会所管事務調査の精算報告をさせていただきます。

期日は、令和5年10月5日です。

視察地は、群馬県渋川市。

テーマは、渋川市地域助け合い活動。

出席者は、全委員と事務局の釘持補佐と山田です。

それでは、収支の内訳をご説明いたします。

まず、収入の区分として議員クラブから8万9,845円。内訳として支出で、お茶代が1,045円、昼食代が2万1,800円、懇親会で6万7,000円です。

下の段いきまして、需用費3,400円、これは視察先への手土産ということで同額です。

役務費1,850円、こちらは皆さんに当日旅行保険を掛けましたので、その金額でございます。

使用料及び賃借料9,220円、これは群馬県まで行き帰りの有料道路代となります。

合計いたしまして、収入が10万4,315円、支出も同額の10万4,315円となりました。

以上です。

○戸張光枝委員長 はい、ありがとうございます。

ほかに委員の皆さんから何かございますでしょうか。

富井委員。

○富井篤弥委員 今日の反省事項1つ、個人的にあるんですけども、こちらでもよろしいでしょうか。

視察でちょっと思うことがございまして、ひとつ述べさせていただきます。

今日の視察で伊奈の森に伺ったんですけども、施設で一応何か職員の皆様とかがマスク

を着用されていて、入所者の方がつけられたポスターにもマスクをつけましょうと書いてあって、あっと思って、一応マスク持ってきたんですけども、ちょっとつけずに終わってしまったので、ちょっとそこ反省点かなと1点思いました。

私から、以上です。

○戸張光枝委員長 はい、ありがとうございます。

事務局長。

○大津真琴事務局長 朝の打合せのときに、場所が場所だけにというところで社会福祉課のほうからか、社会福祉協議会からか、どこからか分からないんですけども、写真は注意してくださいと言われました。マスクについても、言われればもちろんお伝えしましたが現課からは特にそういった指示はありませんでした。ただ、逆に今、富井委員がおっしゃったように、そういった体の弱いような方もいるかもしれないので、おもんばかってマスクしていけばよかったのかなと。今度そういうような場所によってはマスクも必要かなと思います。

以上です。

○戸張光枝委員長 はい、ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 ありませんので。

閉会の前に藤原副委員長より挨拶をお願いいたします。

○藤原義春副委員長 どうも、今日は町内視察もございましたけれども、本当に議論もいろいろあり、お疲れさまでした。

以上です。

○戸張光枝委員長 これをもって閉会といたします。

大変お疲れさまでございました。ありがとうございます。

閉会 午前11時24分